

## 君津市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 君津市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づくバリアフリー化事業を円滑に推進するため、君津市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基本構想及び特定事業の推進等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者及び障害者団体を代表する者
- (3) 交通事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から君津市バリアフリー基本構想の計画期間の最終年度までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に召集する会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又

は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は建設部建設計画課に置き、会務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。